

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	汚染の拡散の防止に係る措置命令	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の20	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋） （措置命令） 第81条の20 次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の管理有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第81条の17の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者</p> <p>二 第81条の18第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）</p> <p>三 前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して前条第1項の確認を受けなかった場合 当該汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）</p> <p>※「汚染土壌の搬出時の届出に係る措置命令」に係る基準等公開票（別紙）参照</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	堺市行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」に該当するときは、手続を省略することがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	